

(別紙)

調 停 条 項

- 1 申立人及び相手方は、本日、別紙契約目録記載の契約（以下「本件契約」という。）を合意解約する（以下「本合意解約」という。）。なお、本合意解約にかかわらず、相手方は、申立人に対して、別紙見積書記載のとおり製作する未完成鉄骨（以下「本件未完成鉄骨」という。）を完成させる義務を負担する。
- 2 申立人及び相手方は、本合意解約により、相手方が申立人に引き渡す目的物は、平成30年5月20日現在の出来形（以下「本件出来形」という。）及び本件未完成鉄骨であり、いずれの目的物も彦根市工事請負契約約款（以下「本件契約約款」という。）第27条の検査及び引渡しの対象であることを確認する。なお、具体的な引渡期日、引渡方法等は申立人及び相手方による別途協議により定める。
- 3 (1) 申立人及び相手方は、本件出来形に係る請負代金が金14億4097万2000円（消費税込。以下、本項の金額はいずれも消費税込。）、本件未完成鉄骨の請負代金が金9288万円であること、申立人が相手方に対して平成29年10月11日に本件契約の請負代金のうち金1.2億6792万円を支払済であること、その結果、申立人が相手方に負担する未払請負代金は差し引き2億6593万2000円であることを確認する。
(2) 申立人と相手方は、申立人が相手方に対して、前項の目的物である本件出来形及び本件未完成鉄骨の双方につき本件契約約款第27条に基づいて引渡しを受けた後、本件契約約款第28条に従って、前号の未払請負代金2億6593万2000円の支払義務を負担することを確認する。
- 4 (1) 相手方は、本件出来形及び本件未完成鉄骨について、本日段階で瑕疵の存在を認識していないことを表明して保証する。
(2) 相手方は、本件出来形の瑕疵については、相手方に責任があることが明らかな場合を除き、本件契約約款第36条に定める瑕疵担保責任を負担しな

(別紙)

い。なお、相手方は、本件契約に基づく工事の中断に伴い長期間存置されたことに起因する制振装置のダンパー及びダンパー取付用の杢鉄骨並びに炭素シートに関する瑕疵については、本件契約約款第36条に定める瑕疵担保責任を負担しない。

(3) 相手方は、本件未完成鉄骨の瑕疵については、本件契約約款第36条に定める瑕疵担保責任を負担する。

(4) 相手方は、本合意解約後、本件出来形及び本件未完成鉄骨の引渡までの間、本件出来形及び本件未完成鉄骨につき、申立人が瑕疵の有無を調査するに際して、合理的な協力を行う。また、相手方は、本件出来形及び本件未完成鉄骨の引渡後も、本件出来形及び本件未完成鉄骨に瑕疵が発見された場合には、当該瑕疵の原因究明に協力する。

5 申立人及び相手方は、本件出来形及び本件未完成鉄骨につき、本合意解約にかかわらず、本調停条項に反しない限り、本件契約約款の適用を受けることを確認する。

6 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間に、本件契約に関して、本調停条項に定める他相互に債権債務を負担しないことを確認する。

7 調停費用は、各自の負担とする。

以上

(別紙)

契約目録

契約年月日 平成29年6月22日
工事名 市庁舎耐震補強・増築・改修工事
工事場所 彦根市元町4番2号
注文主 申立人
請負人 相手方
請負代金額 31億6980万円
契約工期 平成29年6月23日から平成31年3月15日まで

別紙

御見積書

平成 31 年 1 月 7 日

彦根市役所 御中

下記の通り御見積いたします。何卒御下命の程よろしくお願い申し上げます。

工事金額	金	円也
消費税及び 地方消費税額	金	円也
合計金額	金	円也

滋賀県彦根市大東町4番20号
岐建株式会社滋賀支店
専務取締役
支店長

担当者:

工事名	彦根市庁舎耐震補強・増築・改修工事 鉄骨再開の為の諸費用	
工事概要	御提出日より1ヶ月間有効	御提出日より1ヶ月間有効
支払条件	支払条件	
工期	着手	完成
その他	[日 から 日 間]	

